

デイサービス 夢ふうせんこぶし（指定認知症対応型通所介護事業）

認知症対応型通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、株式会社 いちい（以下「会社」という。）が開設する指定認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護の事業（以下「認知症対応型通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護師、准看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な認知症対応型通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要介護状態、認知症介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 認知症対応型通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 認知症対応型通所介護の事業を提供する。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 デイサービス 夢ふうせんこぶし
- （2）所在地 〒090-0086 北見市西三輪4丁目720番地1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者：1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の通所介護従業者の管理及び業務の管理を行う。
- （2）生活相談員1名（常勤兼務1名）
生活相談員は、事業所に対する認知症対応型通所介護事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の通所介護従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- （3）看護職員：常勤・非常勤1名以上
看護職員は、利用者の健康及び医療機関との連絡調整を行う。
- （4）介護職員：常勤、非常勤 2名以上
介護職員は、利用者の心身状態に合わせて適切な入浴方法での清潔保持、食事介助、レクリエーションや軽作業等の介助、日常生活の支援及び送迎を行う。
- （5）機能訓練指導員：常勤・非常勤1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
サービス提供時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 15 分までとする。

(認知症対応型通所介護事業の利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、併設認知症対応型を 1 日 12 人とする。

(認知症対応型通所介護事業の内容)

第 7 条 認知症対応型通所介護事業の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. その他必要な身体の介護

(2) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

(3) 入浴に関すること

自らが入浴することが困難で入浴を希望する利用者に対し、入浴サービスを提供する。

- ア. 一般浴槽、特殊浴槽使用
- イ. 入浴時の見守り、入浴介助
- ウ. その他必要な入浴介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養(養護)

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

- ア. 移動。移乗動作の介助
- イ. 送迎

(6) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改良に関する相談、助言
- エ. その他必要な相談、助言

(認知症対応型通所介護事業の利用料等及び支払いの方法)

第 8 条 認知症対応型通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証で提示される割合に準じた額とする。

2 通常の営業日における認知症対応型通所介護事業を提供する場合、別表に掲げる利用料を徴収する。

3 認知症対応型通所介護事業にかかる食事料金については、次の額を徴収する。

(1) 1 食 600 円

認知症対応型通所介護事業にかかるオムツ代については、次の額を徴収する。

(1) 1 枚 100 円

4 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については無料とする。

5 第 1 項から 6 までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

6 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護事業を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、認知症対応型通所介護事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

7 認知症対応型通所事業の利用者等は、本会の定める期日までに、納付するものとする。

(通常の認知症対応型通所介護事業の実施地域)

第 9 条 通常の認知症対応型通所介護事業の実施地域は、北見市の区域とする。（留辺薬町と常呂町は除く）

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は認知症対応型通所介護事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

(1) サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(2) 事業所は、利用申込者が介護保険法施行規則第 6 4 条各号のいずれにも該当しない時は、当該利用申込者又はその家族に対し居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、認知症対応型通所介護事業の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(3) 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者等は、認知症対応型通所介護事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(認知症対応型通所介護事業の利用契約)

第13条 会社は、認知症対応型通所介護事業の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従業者等の健康管理等)

第14条 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、通所介護従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年2回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、通所介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、通所介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、通所介護従業者との雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第16条 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。
- 3 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。
通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第17条 通所介護従業者は、認知症対応型通所介護事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定通所介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第5項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第18条 管理者は、提供した認知症対応型通所介護事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第19条 会社は、利用者に対する認知症対応型通所介護事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当として管理者を配置する。

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

身分を証する書類の携行

- 2 通所介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。

提供拒否の禁止

- 3 事業所は、正当な理由なく認知症対応型通所介護事業の提供を拒んではならない。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒んではならない。

サービス提供困難時の対応

- 4 事業所は、当該認知症対応型通所介護事業の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な認知症対応型通所介護事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の認知症対応型通所介護事業等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

受給資格等の確認

- 5 事業所は、認知症対応型通所介護事業の提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認するものとする。また、被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、を提供するように努めなければならない。

要介護認定等の申請に係る援助

- 6 事業所は、の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請がすでに行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、

当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。また、居宅介護支援が行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

保険給付の請求のための証明書の交付

- 7 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型通所介護事業に係わる利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と思われる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

事故発生時の対応

- 8 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

記録の整備

- 9 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。また、認知症対応型通所介護事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日か2年間保存しなければならない。

認知症介護に係る基礎的な研修の事項

- 10 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他にこれに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講するために必要な措置を講じるものとする。

感染症の予防及びまん延の防止

- 11 事業所は、全ての通所介護従業者等に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

業務継続計画の策定等

- 12 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

ハラスメント防止

- 13 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 14 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、会社が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年1月25日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年12月1日より施行する。

この規程は、平成25年10月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年5月7日より施行する。

この規定は、平成30年8月24日より施行する。

この規定は、令和1年10月1日より施行する。

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年7月1日より施行する。

この規定は、令和5年11月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。